

# 令和8年6月1日より 入院時の食費・光熱水費に かかる患者負担額が変わります

近年の食材費・光熱水費の高騰等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、患者負担額が以下の通り変更になります。

食費		自己負担額（1食につき）	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
①	一般所得の方	510円	→ 550円
②	住民税非課税の世帯に 属する方（③を除く） ※入院日数90日以下	240円	→ 270円
	※入院日数90日超	190円	→ 220円
③	②のうち、所得が一定基 準に満たない70歳以上 の方	110円	→ 130円

※ 指定難病又は小児慢性特定疾病の方は300円/食から330円/食へ変更となります。

光熱水費	自己負担額（1日につき）	
	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
療養病床に入院する 65歳以上の方	370円	→ 430円